

■資料（根拠法令）

●承認第1号～承認第3号

○地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

●同意第1号

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の議決を得て、任命する。

2～3 省略

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

●同意第2号～同意第4号

○地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 省略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 省略

○四万十町税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第 78 条 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

●議案第 7 4 号～議案第 7 5 号

○地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（4） 省略

（5） その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（6）～（15） 省略

○四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会に議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規程により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。